

# 平成 27 年度 税制改正大綱 (抄)

〔平成 26 年 12 月 30 日〕  
自 由 民 主 党  
公 明 党

## 第一 平成 27 年度税制改正の基本的考え方

### Ⅲ 社会保障・税一体改革

#### 3 消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。平成 29 年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。